

東日本大震災・原子力災害による代替償却資産の特例を受けるには

【記載要領】

1 「被災代替償却資産の取得に係る特例適用申告書」(様式1)

(1) (納税義務者)住所又は所在地

納税義務者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (納税義務者)氏名又は名称

納税義務者の氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)を記載してください。

(3)所有者の氏名(名称)及び住所(所在地)並びに資産所在地を記載してください。

(4)代替資産の種類別内訳

「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」に記載された代替資産の資産の種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

2 「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」(様式2)

被災資産(課税台帳登録資産)及び代替資産

① 所有者名

被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記載してください。

② 資産の種類

被災資産及び代替資産それぞれの資産の種類を記載してください。

③ 資産コード

被災資産側の欄には、直近の年度の「種類別明細書」を参照して、資産コードを記載してください。電算処理による申告の場合は空欄のままにしてください。

※ なお、「種類別明細書(一覧表)」は、例年12月に償却資産申告書に同封して送付しています。再度送付を希望する場合は、那須塩原市役所課税課資産税家屋係まで問い合わせてください。

④ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災資産及び代替資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。

3 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」

「10 課税標準の特例」の「有」に○を付けてください。

4 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」・「種類別明細書(減少資産用)」

該当する資産の「摘要」欄に代替資産である旨を記載してください。

【添付書類】

1 被災償却資産が東日本大震災により滅失し、または損壊した旨を証する書類(代替前後の写真等)

2 地方税法附則第56条第15項の規定に基づく申告の場合、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、当該償却資産を居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

3 被災償却資産が所有権留保付売買で売主及び買主の共有物とみなされたものである場合、売買契約書

※ 以下の4、5、6については、被災資産と代替資産の所有者が異なる場合のみ提出してください。

4 被災償却資産について相続があった場合、相続人の戸籍謄本

5 所有者が法人で合併又は承継等があった場合、合併法人又は分割承継法人に係る登記事項証明書

6 その他の場合、適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

【問合せ先】

那須塩原市役所 課税課 資産税家屋係 電話 0287-62-7366